

被災農業者等への金利負担軽減措置

【農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業 4, 832(5, 646)百万円の内数】

対策のポイント

甚大な自然災害により被害を受けた農業者等に対して、経営の早急な復旧に必要な資金が円滑に融通されるよう利子助成金を交付します。

<背景/課題>

被災農業者等が営農意欲を失うことなく、農業経営の早急な復旧に取り組むことができるよう営農再開に当たっての負担を軽減する必要があります。

政策目標

担い手への資金調達の円滑化による農業経営の育成

<主な内容>

被災農業者等が借り入れる農林漁業セーフティネット資金等について、貸付当初5年間の金利負担を軽減する措置を講じます。

1. 対象者

甚大な自然災害により被害を受け資金を必要とする農業者等であって、当該被害について被害内容の証明を市町村長から受けたもの

2. 措置内容等

(1) 対象資金

- ①農林漁業セーフティネット資金
- ②農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）
- ③経営体育成強化資金
- ④農林漁業施設資金
- ⑤農業基盤整備資金
- ⑥農業近代化資金

※経営体育成強化資金及びスーパーL資金の負債整理関係資金については対象外。

(2) 金利負担軽減措置

貸付当初5年間実質無利子化（最大2%の引下げ）

3. 事業実施主体

公益財団法人農林水産長期金融協会

<取扱融資機関>

株式会社日本政策金融公庫（沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫）、
農協、信用農協連合会、銀行、信用金庫、信用協同組合

[お問い合わせ先： 経営局金融調整課 （03-6744-7622）]